【ドイツ】サイバーセキュリティ対策の強化に関する法改正

憲法課　山岡　規雄
（海外立法情報課在籍時に執筆）

＊2025 年 11 月、EU の NIS2 指令の国内法化、連邦の行政機関におけるサイバーセキュリティ対策の強化等を目的とする法改正が行われた。

1　法改正までの経緯

EU では、域内におけるサイバーセキュリティの強化のため、2022 年 12 月に「高度な共通水準のサイバーセキュリティ指令」（以下「NIS2 指令」）[1]が制定された[2]。当該指令の国内法化の期限は、2024 年 10 月 17 日であったが、ドイツにおける手続が遅れ、この期限内に国内法化を完了することができなかった。そのため、2024 年 11 月、欧州委員会は、ドイツに対し EU 運営条約に基づく違反手続を開始した[3]。また、連邦会計検査院が 2024 年 10 月の報告書において連邦の行政機関におけるサイバーセキュリティ対策の不備を指摘するなど[4]、国内からも法改正を伴う対策強化を求める意見が示されるようになった。

こうした状況を受け、2025 年 9 月 8 日、連邦政府は、NIS2 指令を国内法化し、連邦の行政機関におけるサイバーセキュリティ対策を強化するための法律案を連邦議会に提出した。同案は、委員会における修正を経た後、同年 11 月 13 日、連邦議会で可決された。同案は、同月 21 日、連邦参議院の会議を通過し、同年 12 月 5 日に法律として公布された（同月 6 日施行）[5]。

2　改正の主な内容

上記のとおり成立した法律は、連邦情報庁法[6]など既存の 27 本の法令の改正及び連邦情報技術安全庁法（サイバーセキュリティ対策を所管する連邦情報技術安全庁（BSI）の任務や当該対策につき各種機関がとるべき措置等を定める法律。以下「BSI 法」）の廃止制定を内容としている。その主要部分は BSI 法の廃止制定であるため、以下、旧法[7]からの主な改正点を解説する。

（1）NIS2 指令に準じた適用対象施設の分類の変更

NIS2 指令に倣い、サイバーセキュリティ対策の対象となる施設の分類を変更した。旧法の

＊　本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 4 月 7 日である。

1 Directive (EU) 2022/2555 OJ L 333/80. <https://data.europa.eu/eli/dir/2022/2555/oj>

2 田村祐子「【EU】高度な共通水準のサイバーセキュリティ指令（NIS2 指令）の制定」『外国の立法』No.297-1, 2023.10, pp.14-15. <https://doi.org/10.11501/13013008>

3 「違反手続（infringement procedure）」とは、EU 条約及び EU 運営条約に基づく義務に違反した加盟国に対し、欧州委員会が欧州司法裁判所に提訴し、義務の履行を求める制度である。NIS2 指令の国内法化に関する違反手続の対象国はドイツに限られず、計 23 か国に及んだ。„ Cybersicherheit und Resilienz kritischer Einrichtungen: Vertragsverletzungsverfahren gegen Deutschland und weitere Mitgliedstaaten,“ 2024.11.28. 欧州委員会ドイツ代表部ウェブサイト <https://germany.representation.ec.europa.eu/news/cybersicherheit-und-resilienz-kritischer-einrichtungen-vertragsverletzungsverfahren-gegen-2024-11-28_de>

4 „Bericht nach § 88 Absatz 2 BHO an den Haushaltsausschuss des Deutschen Bundestages: Vorhaben der Cybersicherheit,“ 2024.10.16. 連邦会計検査院ウェブサイト <https://www.bundesrechnungshof.de/SharedDocs/Downloads/DE/Berichte/2024/vorhaben-cybersicherheit-volltext.pdf?__blob=publicationFile&v=2>

5 Gesetz zur Umsetzung der NIS-2-Richtlinie und zur Regelung wesentlicher Grundzüge des Informationssicherheitsmanagements in der Bundesverwaltung vom 2. Dezember 2025 (BGBl. I Nr. 301)

6 BND-Gesetz vom 20. Dezember 1990 (BGBl. I S.2954, 2979)

7 BSI-Gesetz vom 14. August 2009 (BGBl. I S.2821). 以下、条名は新旧の BSI 法のものである。

「連邦の官署、重要インフラの運営者又は特に重要な公共の利益の分野の企業」（旧法第 5a 条）という分類が「連邦行政の施設又は特に重要な施設若しくは重要な施設」に変更された（第 11 条）[8]。特に重要な施設[9]とは、エネルギー・運輸等に関する基幹設備の運営者、公衆通信サービス提供者（従業員数 50 人以上又は年度売上高・年度総資産とも 1000 万ユーロ[10]超）、附則第 1 の D 欄に掲げる業種において有償の財又はサービスを提供する事業主体（従業員数 250 人以上）[11]等をいい、重要な施設とは、公衆通信サービス提供者（従業員数 50 人未満かつ年度売上高・年度総資産が上記の金額以下）、附則第 1 及び第 2 の D 欄に掲げる業種[12]において有償の財又はサービスを提供する事業主体（従業員数 50 人以上）等をいう（第 28 条）。

（2）NIS2 指令の安全基準の導入

NIS2 指令に倣い、特に重要な施設及び重要な施設に対し、セキュリティインシデント対策、バックアップ管理、サプライチェーンの安全性確保などのリスク管理に関わる措置を、各業種におけるリスクの度合いに応じて講ずることを義務付けた（第 30 条）。

（3）NIS2 指令のセキュリティインシデントの報告手続の導入

NIS2 指令に倣い、従来の 1 段階のセキュリティインシデントの報告手続を 3 段階に変更した。特に重要な施設及び重要な施設は、次のとおり 3 回に分けて、BSI 及び連邦住民保護・災害援助庁が共同で設置した報告機関に報告する義務を負う（第 32 条第 1 項）。①重大なセキュリティインシデントの発覚後 24 時間以内に、当該インシデントの原因及び影響等について報告し、②同じく 72 時間以内に、①の内容を確認の上（必要な場合は修正を加えて）再報告し、③②の報告後 1 か月以内に、当該インシデントの詳細及び是正措置等に関する報告を行う。

（4）連邦行政における情報セキュリティ管理基準の法定化

次の①～③のような連邦行政の情報セキュリティ管理基準を新たに法律に明記した（第 43 条）。①連邦行政の施設の管理者は、情報セキュリティ確保のための要件を策定する（法律施行後 5 年以内）。②当該管理者は、リスク管理やリスク管理が業務に及ぼす影響等に関する知見のかん養を目的とする研修に参加する。③連邦行政の IT サービスを外部に委託する場合、委託業者に対し情報セキュリティの要件の遵守を契約において求める。

（5）情報セキュリティ担当官の設置

連邦行政の施設における情報セキュリティ対策の調整役として、また、情報セキュリティ管理の計画実施の際に所管部門を支援するため、各施設に情報セキュリティ担当官を設置することが新たに規定された（第 45 条）。

---

8 「連邦の官署」から「連邦行政の施設」への変更は、概念の整理にとどまるとされる。BT-Drs. 21/1501, S.140. 「特に重要な施設（besonders wichtige Einrichtung）」、「重要な施設（wichtige Einrichtung）」は、それぞれ NIS2 指令にいう「essential entity」（ただし、NIS2 指令では行政機関を含む。）、「important entity」に当たる。

9 第 29 条第 2 項によれば、特に重要な施設に関する BSI 法の規定は、連邦行政の施設に準用される。ただし、一部の連邦行政の施設については準用の例外とされる（同条第 3 項）。例えば、次項の（2）の規制は、外務省、国防省等には準用されない。国の安全保障等の観点から特則を設けているとされるが、公聴会等においては、連邦行政の施設につき一律の基準を設けるべきとの批判もあった。Ausschussdrucksache 21(4)072 vom 13. Oktober 2025, S.6-8.

10 1 ユーロは、約 183 円（令和 8 年 4 月分報告省令レート）。

11 附則第 1 の B 欄では大分類として 7 分野（エネルギー、運輸・交通、金融、保健、水道、デジタルインフラ、宇宙）が掲げられ、C 欄ではその中分類の部門、D 欄ではその小分類の業種が掲げられている。NIS2 指令は、2016 年の旧指令を廃止し、対象分野・業種を拡大したが、その変更が反映されている（後掲注(12)の附則第 2 も同様）。

12 附則第 2 の B 欄では大分類として 7 分野（運輸・交通、廃棄物処理、化学物質の製造・取引、食料品の生産・加工・販売、医薬品・電子機器・自動車等の製造、デジタルサービスの提供、研究）が掲げられ、C 欄ではその中分類の部門、D 欄ではその小分類の業種が掲げられている。